

「小児慢性特定疾病指定医」指定申請書類の提出先がご不明な方へ

《申請書類提出先について》

指定医の指定申請は医師の住所地ではなく、勤務先医療機関の所在地に基づいて行います。

香川県内においては、高松市にある病院・診療所に勤務している場合は高松市に、高松市以外の県内16市町にある病院・診療所に勤務している場合は、香川県に申請書類をご提出ください。

なお、香川県外の医療機関に勤務している場合は、その所在地を管轄する医療費助成実施主体の自治体に申請を行ってください。

～事例紹介～

【ケース1】

高松市に住んでおり、坂出市内の病院に勤務し医療意見書を作成している、あるいは今後作成する可能性がある場合、どこに申請すれば良いか。

⇒ 香川県に申請書類をご提出ください。

【ケース2】

三木町内の病院と高松市内の病院の2か所に勤務し、いずれの病院でも医療意見書を作成している、あるいは今後作成する可能性がある場合、どのように申請すれば良いか。

⇒ 三木町内の病院については香川県宛てに、高松市内の病院については高松市宛てにそれぞれ申請書類をご提出ください。

【ケース3】

丸亀市内の病院、善通寺市内の病院、三豊市内の病院の3か所に勤務しており、いずれの病院でも医療意見書を作成している、あるいは今後作成する可能性がある場合、申請は何通必要か。

⇒ 高松市を除く香川県内であれば、何か所に勤務し医療意見書を作成していても申請書は1通で大丈夫です。どれか一つの病院を主たる勤務先として申請書表面に、それ以外の病院を裏面にご記入いただいたうえで、香川県にご提出ください。

なお、主たる勤務先の選択の仕方はお任せしますが、迷った場合は最も多く医療意見書を作成している（あるいは作成する可能性のある）医療機関を主たる勤務先として、表面にご記入ください。

【ケース4】

小豆島町内の病院と高松市内の病院の2か所に勤務しているが、医療意見書の作成は高松市内の病院のみで、小豆島町内の病院では作成しておらず、今後も作成する可能性は無い。この場合、どのように申請すれば良いか。

⇒ 医療意見書の作成の可能性が無いのであれば、小豆島町内の病院について香川県に申請をしていただく必要はありません。この場合は、高松市内の病院について高松市宛てに指定医の申請を行ってください。